

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 22 日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
B型肝炎訴訟対策室

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた追加給付金の請求について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた追加給付金の請求については、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第9条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下「請求者」という。）が、令和2年5月21日から令和3年2月28日までの間に、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）第10条第2項第1号に掲げる医師の診断書（以下「診断書」という。）を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、診断書を添付することなく、追加給付金の支給を請求することができることとしたところです。

令和3年3月1日以降は通常どおり、追加給付金の請求者は請求書に診断書を添えて請求することとなりますが、今般、令和3年2月2日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、別添のとおり各都道府県・各政令指定都市・各中核市・各保健所設置市・各特別区あて連絡いたしましたのでご連絡いたします。

貴会におかれましても会員等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添

事務連絡  
令和3年2月22日

各  
都道府県  
政令都市  
中核都市  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
B型肝炎訴訟対策室

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた追加給付金の請求について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた追加給付金の請求については、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第9条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下「請求者」という。）が、令和2年5月21日から令和3年2月28日までの間に、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）第10条第2項第1号に掲げる医師の診断書（以下「診断書」という。）を提出できないときは、同項の規定にかかわらず、診断書を添付することなく、追加給付金の支給を請求することができることとしたところです。

令和3年3月1日以降は通常どおり、追加給付金の請求者は請求書に診断書を添えて請求することとなりますが、今般、令和3年2月2日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、追加給付金の請求の取扱いについては、下記のとおりとしますので、貴職におかれては、これらについて御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村を始め、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いします。

## 記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における追加給付金の請求の取扱い  
緊急事態宣言の対象となった地域においては、新型コロナウイルス感染症の

影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、診断書を提出できない場合においては、診断書を後日提出とした上で請求を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

診断書を提出せずに追加給付金の請求をした場合、請求者は、診断書を提出することができることとなった後、直ちに、診断書を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に提出するものとする。

## 2. その他の地域における追加給付金の請求の取扱い

緊急事態宣言の対象となっていない地域においては、請求のために圏域をまたいで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

診断書を提出せずに追加給付金の請求をした場合、上記1と同様に、請求者は、診断書を提出することができることとなった後、直ちに診断書を支払基金に提出するものとする。